

磯辺第2団地緑化協定書

(目的)

第1条 この協定は、庭のみどりを豊かにし、やがて第3条に定める区域がみどりに包まれた安らぎのある場所となり、住いの環境が快適なものとなるよう、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法」という。）第20条の規定にもとづいて定める。

(名称)

第2条 この協定は、磯辺第2団地緑化協定（以下「協定」という。）という。

(協定の区域)

第3条 協定の区域（以下「協定区域」という。）は、千葉市磯辺68番地108ほかの別記(3)に表示する区域とする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法による認可を千葉市長から受けた日から起算して、1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法第14条に規定する土地所有者等をいう。）が存することになったときから効力が発生することになり、このとき以後において、新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対してもその効力が及ぶものとする。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。これに基づき、土地所有者等は、その土地（以下「所有地等」という。）の緑化につとめるものとする。

- 一 道路の境界部分（出入口、車庫等に用いる部分を除く。）は、樹木の植栽による生垣とし、樹木の植栽した生垣には、金網さく、または鉄さくを併設できるものとする。生垣の樹種は別記(1)のとおりである。
- 二 所有者等は、植栽した生垣をみだりに伐採してはならず、良好な状態を保つよう維持保全するものとし、増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として移植し、枯損した場合は補植するものとする。
- 三 各家庭の庭に植栽する樹木は、各家庭の緑化ばかりでなく地域の環境保全に役立たせ、かつ、街区の美観、風致の向上に努めるものとする。樹種については、

別記(2)に掲げるイからニの樹種を各種1本以上植栽するものとする。

四 植栽した樹木を育てるため、年1回以上の消毒をするものとする。

(協定の有効期間)

第6条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第7条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により法による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第8条 この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等になったものに対し、この協定を承継させるものとし、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さなければならないものとする。

(代表委員会の設置)

第9条 この協定の効力が生じた場合は、この協定に関する事業及び事務を円滑に行うため、土地所有者等で構成する自治会等で代表委員を選出し、年2回以上の代表委員会を行うものとする。

2 代表委員のなかから、協定の代表者、副代表者を各1名ずつ選出するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 とり決めた緑化事項を積極的に履行しない者又は、この協定に違反した者に対し、代表委員会は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

2 前項の要求があったのち、3か月を過ぎても要求のあった事項を履行しない者に対して代表委員会は協定の目的とする範囲内で、公平な措置をとるものとする。

別記(1) 生垣の樹種

- ① カナメモチ ② キャラ ③ ウバメガシ ④ イヌマキ ⑤ イヌツゲ
⑥ キンモクセイ ⑦ サンゴジュ ⑧ カイツカイブキ ⑨ サザンカ

別記(2) 庭木の樹種

イ、花または葉を楽しむ木

ウメ、コブシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、ツバキ、サザンカ、サンゴジュ、クチナシ、八重桜、モミジ、花モモ、ニシキギ、ザクロ、ハナミズキ等

ロ、果実が楽しめる木

カキ、モモ、イチヂク、ビワ、ウメ、アンズ、ミカン(柑橘類)、サクランボ、リンゴ、ナシ、ナツメ、クリ、スモモ等

ハ、鳥が寄ってくる木(小鳥の餌木)

クロガネモチ、ツゲ、ヤツデ、アオキ、ピラカンサス、ウメモドキ、シャリンバイ、マユミ、ナナカマド等

ニ、家並みをやわらげる木

イヌマキ、ユヅリハ、ゲッケイジュ、シイノキ、モチノキ、クロマツ、タイサンボク、クスノキ、ケヤキ、ヒマラヤスギ、マテバシイ、ナラ、カイツカイブキ等